

(仮称)吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の骨子案

## 1 趣旨

現在、本市における指定障害福祉サービスに係る事業者の指定等は、大阪府条例に定める基準に基づき行われています。

指定障害福祉サービスに係る事業者の指定の基準等については、厚生労働省令で参酌基準及び標準基準(以下「省令基準」といいます。)が定められていますが、大阪府条例では一部で省令基準と異なる独自の基準が定められています。

令和2年4月1日に予定している中核市移行に伴い、本市における指定障害福祉サービスに係る事業者の指定の基準等を定めるため、吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例を制定するものです。

## 2 変更内容

指定障害福祉サービスに係る事業者の指定の基準等について、大阪府条例で定める基準のうち省令基準と異なる部分を省令基準に変更します。大阪府条例で定める基準からの変更は以下のとおりです。

- (1) 障害者支援施設の構造設備について、市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認めた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないようにします。
- (2) 共同生活援助事業所(グループホーム)における共同生活住居の入居定員の上限について、市長が特に必要があると認めるときは入居定員を三十人以下とすることができるようにします。

## 3 施行予定日

令和2年(2020年)4月1日